

平成 27 年 9 月 15 日 (火曜日)

平成 26 年度決算審査特別委員会会議録

(第 4 日目)

平成26年度決算審査特別委員会会議録第4号

---

平成27年9月15日（火曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員（15名）

委員長	後藤清喜君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	三浦清人君
	山内孝樹君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間	三津也君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	阿部	明広君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小原田	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川	庄弥君
公立志津川病院 事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	修一君
生涯学習課長	菅原	義明君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	佐藤	孝志君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	佐久間	三津也君
------	-----	------

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
------	----	----

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤辰重

午前9時5分 開会

○委員長（後藤清喜君） おはようございます。決算審査が始まって3日目でございます。本日はさわやかな秋晴れですので、決算審査もテンポよくいきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで資料の配付がありますので、少しお待ちいただきたいと思います。

認定議案の審査に入る前に、会計管理者から平成26年度歳入歳出決算に関し発言したい旨の申し出がありますので許可いたします。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） おはようございます。

委員の皆様に決算付表の誤りに対するおわびと、その訂正方法についてお願ひを申し上げさせていただきます。

お手元に正誤表をお配りいたしましたが、誤りがありますのは9款教育費の部分でございます。訂正箇所にはシールを張って訂正をさせていただきたいと思っております。本日の昼休みに作業させていただきたいと思いますので、申しわけありませんが、昼食の休憩の際には机に付表を置いたままにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

大変申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） よろしいでしょうか。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号平成26年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

審査は款ごとに区切って行います。また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

4款衛生費、93ページから106ページまでの審査を行います。

担当課長による細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 100ページの13節、余り得意ではありませんが、妊婦健康診査委託料57万9,000円何がしの不用額が発生しております。この内容、それから前年度と比較して出生数がいか

になっているのか。できればこの出生動向ですか、その動きをご説明を願えればいいなと思います。まずもってその点お伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それではご質問2件についてお答えをしたいと思います。

最初に健診委託料50万円の不用額についてということでよろしいでしょうか。不用額につきましては見込みと実績の差ということで、960万円の予算に対しまして50万円の不用額が発生してしまったということでございます。

それから、2点目の出生の状況に関しまして申し上げます。平成21年は83名、平成22年が94名、平成23年77名、平成24年76名、平成25年67名、平成26年65名、全部年度でございます、失礼しました。平成27年度は8月まで現在33名といった状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そうすると見込み違いなんだ、早く言えばね。見込み違いというか、当初見込んだ数よりも少なかったというようなことの解釈でよろしいですか。

それから、丁寧に、さすが福祉課長だから丁寧に仕事、21年度から、こういうふうに説明してもらえばわかりやすい。21年度が83名、26年度が65名、約20名、出生が減っていると。今年になって現在8月末で33名。今年の見込みでもあるいは多くなるんじゃないかなというような感じがしますが、まだ8カ月ぐらいあるんじゃないですかね。その辺、課長はどういうふうに考えているか。できるだけ、これは宣伝して「産ませ、産ませ」と歩くわけにもいかないし、難しいなど。今回、仮設住宅、環境の問題もあるのかなというふうに思いますが、そろそろ防集に移転が進んでおります。そのような中、いろんな当町としての施策もやはり講じる必要があるんだろうと。当局として、今この出生率向上のための施策として何か考えがあるのか。非常にふるさと創生といいますか、そういうものに国挙げて取り組んでいる最中であります。そのような中で何か、とにかく人口、何よりも出生が多くなれば間違いなく人口増につながるわけです。

現在、福祉課長、ついでですので、あなたはよく詳しく説明しますから、今度は亡くなつたほう、関連で、死亡がどういうふうになってるんだろうなと。生まれてくる方の3倍ぐらい恐らく死亡数がなってるのかなと思いますけれども、それらの動向についても、ついでですので、よく調べていると思います、あなたは優秀な課長ですからね、そこに座る人は優秀な人ばかりだからね、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、今年度の出生の見込みでございますが、8月まで33名ということで、単純に推計をすれば昨年の65名を超えるのかなというような状況なんですが、ことしの母子手帳等の交付状況から推計いたしますと60から65ぐらいではなかろうかというような数字で推計をしております。4月、5月、6月、春先の出生が非常に多かったので、ことしは順調なんだなと思っていたんですが、8月生まれも2名であったというふうな報告を最近受けましたので、年度といたしましては昨年度に達するか達しないかといった状況であるというふうに予想しております。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 死亡者数のお尋ねですので、私のほうから回答させていただきます。

お見込みのとおり3倍ぐらいの死亡数ということでございまして、震災前の22年度は209、26年度で165名というような状況になってございます。震災の部分につきましては相当数大きくなっていますが、24、25は180人台で、26年度は165というような数字でございます。

○委員長（後藤清喜君） 地方創生・官民連携推進室長。

○震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 人口減少に伴う対応策、施策についてですが、先日、皆様にもご説明させていただいたとおり、人口の減少というのが進んでいる状況でございます。その施策についてですが、その具体的な施策については、先日もお話しさせていただきましたが、現在、地方創生の総合戦略を策定するに当たり総合戦略の推進会議の委員の先生方や住民の方々の意見をお伺いしているところであります、現在その策定の途中にございます。まとめ次第、また皆様にご説明させていただければと思っております。以上です。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。1点ほどお伺いします。

住民健診についてなんですけれども、昨年より200万円ほどの増額、25年度よりも200万円ほど増額して26年度実施されてますけれども、この回数とか人数とかは付表で出ておりますけれども、25年度と比べてその結果がどうだったのか、健診をした結果、どういうふうな数値があらわれたのか、悪いところが見つかった人たちが25年度より、成果といいますか、悪いほうの成果ですけれども、そういう病的なものが判明された人たちが多くったのか、その健診によりまして。その結果をお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、住民健診の受診した結果の状況ということでございますが、まずもって受診率につきましては、これを上げようということで努力をしているところではございますが、なかなかこちらの思うように受診率が伸びていない、停滞している現状でございます。

それから、その結果として、症状がどうなのかといったことにつきましては、二次健診の数等が若干ふえているといった状況はあるんですが、数字的に何パーセントふえているまで細かいデータは持っておりませんが、件数的には若干そういった二次健診等の値が出る人が多くなっているといった傾向にはあるようでございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 27年度は料金を下げて、住民健診を一人でも多く受診していただくようにということで補助率を高くして今回27年度は実施しているようですけれども、今途中で、8月に住民健診がなされたようなんですけれども、動向的に、料金を下げた結果、受診率というものをもし押さえているんであれば、その結果が出ているのかどうなのかお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） これも具体に何パーセントということで押さえている数字ではありませんが、現在その辺を集計しております、がん検診の受診率につきましては1割程度たしか増加している状況にございました。ただ、この1割が無料のために、無料なり料金を下げたことによってふえたのかどうかといった分析まではなかなか難しいところでございまして、その辺を年度内にそういったところの状況を取りまとめて来年度以降の受診率の向上にまたつなげてまいりたいと、このように考えております。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 やはり受診率、どうしたら多くの町民の皆さんに健診していただくか、そこが大事だと思います。ですから、問診がありますよね、必ず、住民健診の前には。その辺のところあたりで、昨年と違つてことしの料金のほうを改定させてもらっているけれども、この健診に、何ていうかな、下がったことによってその要因というか、そういうものも聞き取りの中에서도していくことも大事でないかなと思われます。とにかく一人でも多く健診を受けてもらつて早期発見につなげていく、そういうことが大事だと思いますので、その辺を一丸となってやっていっていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。

100ページの13節委託料についてお伺いしたいと思います。

狂犬病予防注射委託料100万円と出ていますけれども、昨年と比べて随分、昨年は2万円ぐらいだったんですが、劇的にふえているので、犬を飼う人がふえたのかどうか伺いたいと思います。

もう1件、付表のほうから、アルコール依存に関するあれが出てましたけれども、少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 狂犬病予防注射関係のことございました。昨年度、狂犬病予防注射の委託料2万円ということだったんですけれども、狂犬病予防注射数に当たりましては、毎年度、町、市、それから保健所、それから獣医師会が集まりまして、次の年度をどういった形でやっていくかという話し合いを大体2月ぐらいに持つんですけども、23、24年度あたりは狂犬病予防注射を打つ注射料は獣医師会が直接住民の方からお金を回収するような形で進めていったというところなんですけれども、もともと集合注射というのは町の方々に対する事業でございますので、町の事業としてやるということで、平成25年度からは一旦町のほうで注射料も住民の方からお金をいただいて、それを注射を県の獣医師会のほうに委託するような形にしようということになったようなんですねけれども、既に25年度につきましては予算編成が終わっておりましたので、そういうことがちょっと難しかったということがございまして、最初の一番初めの集合注射、400数十頭分というのはできなかった、その委託をするという形ではできなかったということでございます。平成22年のときには登録頭数が813頭おりまして、その後震災ありまして平成24年度の登録頭数は691頭まで下がっておりました。それで、25年度の予防注射というのは24年度の登録頭数をもとに住民の方々に案内を出させていただくんですけれども、1回目集まったときにちょっと集まりぐあいが少なかったということで、そこには実際も登録してあるワンちゃんの数が少なくなっていて、亡くなってしまっている実態というのが非常にあったので、実際にはいない数も含まれていたということもあるんですけども、注射率が非常に低かったので、もう一度、接種率が低かつたので、やっていただきたいということで2回目やっていただいたというところで、その6月のときにはしっかりと獣医師会と委託を結んでやろうということで、補正予算を組ませていただきまして、50頭分12万円ほど組ませていただいたんですけども、実際に注射を打ちに集まっていた頭数というのは9頭でございます。1頭当たりの注射の料金というのが2,470円ということで、2,470円の9頭分ということで2万2,230円ということになっており

ました。その2万2,230円という分の委託料が25年度分に載せさせていただいた部分でございます。

今回の101万2,700円というのは、480頭分ですか、それぐらいの頭数があったということです、その分、注射の費用ということで、26年度はそのまま獣医師会にお支払いをさせていただく委託料というふうになってございます。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） アルコール依存の問題につきましては、震災後、急増ではありませんが、増加する傾向にあるんだろうというふうに捉えておりまして、ここに書いてありますとおり、相談、家族の相談とかそういった機会を保健センター等を会場にそういった相談の場を提供しているといった状況でございます。さらに、アルコールの問題に対する研修会等を開きまして、そういう問題を皆さんで共有していただきて、よい方向に持っていくたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 課長の狂犬病に対する懇切丁寧な説明ありがとうございます。

そこで伺いたいのは、先ほど頭数が減っているということで、先ほどのあれですと例えば死亡届みたいなやつというのは半強制的に出してもらっているのか、それとも任意で次の予防接種のときに何らかの形で確認しているのか、そのところをもう一度お願いしたいと思います。

それとあともう1件は、予防接種、町内でやっている分以外に、自分でよその自治体等で、もしくは動物病院で直接した場合のそういう事務処理はどのようにになっているのか。それは委託料とかに入らないで、たしか鑑札みたいなやつで300円だか500円かかっていると思うんですけども、その事務処理を教えていただきたいと思います。

あと、これは関連になるんですけども、ペットということで、以前、南三陸町災害公営住宅整備計画というのを私もおくればせながらいただきまして、その中に、第7章なんですが、災害公営住宅の建設基準というのがありますと、その4番にペット共生住宅の検討という項目があります。それで、以前もこの議会で、担当の部署は変わりましたけれども別の課長のときに質問した経緯があるんですけども、ペットが減っているということで、どのような建設の際に検討をなされて、実際もうでき始まっているんですけども、どのような結果になったのか伺いたいと思います。

あと、公営住宅に関して、またこの関連の関連なんですが、同じ項目の建設基準の中

に、集合住宅におけるグループホームへの用途変更もできるような設計も検討するということもありました。あわせて、集合住宅の二戸一というんですか、2つを壁を取り払って1つに改修することを想定した構造の整備も検討するというあれがありましたけれども、その検討もどうだったのか、その結果として、現在できているやつには幾らぐらい対応なっているのか伺いたいと思います。

あとアルコール依存についてなんですかけれども、これは震災後に比べて大分よくなつたといふか、いい状況というんですけれども、そこで一つお伺いしたいのは、間もなく成人18歳になつて、まだ酒、たばこは18から大丈夫かどうか決まってはいないんですけども、そういうことが決まるようでしたら、何ですか、対応というか、先ほど言った研修等を検討しているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） ご家庭でワンちゃんを飼ったときには、そのワンちゃんについては一生に一度登録をしなければいけないということになってございます、注射は毎年度打つわけなんですけれども。人間と同じように住民票のようなものがつくられますので、そこで死亡した場合ですかそれは法律で届けを出さなくちゃいけないというふうに決まっておりますので死亡届を出させていただきますし、よそのほうに、市町村に移られたときはそこの市町村に転居したという届けを出さなければいけないですし、そうしますとそこの転居した先から元の市町のところに連絡が来て、新たな登録をし直したり原簿を異動させたりという作業をいたしますので、今回の震災の後につきましても台帳の整理というのをさせていただきまして、現にそこに飼い主さんがいらっしゃるのか、いないのかとか、そういった突合業をさせていただきまして、ちょっと不明な部分も何件かございますけれども、非常に現状に合った台帳の整理をさせていただいております。

集合注射だけが予防接種の機会ではございませんで、やはり生後90日未満ですと大体母親の免疫が残っているのでその期間は注射しても効果がないということになりますので、91日以上の年齢に達した場合に予防注射を打つということになります。法律では4月1日から6月30日までの間に打つということになっておりますけれども、その間に打てない子たちもいますし、それ以外でワンちゃんを購入されたり所有者になった場合には30日以内に打つということになりますので、そういった場合には動物病院とかそういったところに行っていただいて注射を打っていただくと。そこで証明書を発行していただいて、町のほうに届けていただければ注射済証というのをお渡しするということになります。

○委員長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君）　おはようございます。

災害公営のペットの利用ということですけれども、現在、志津川地区におきましても災害公営建築中でございます。そのうちの数棟でペットの飼育を可とするということで住民の皆さんにもご説明をさせていただいているところでございます。

それから、グループホーム等の使用、将来的にグループホームでの使用ということを整備計画においてうたってございますけれども、現在の空き状況、それから今後の空き状況、将来的な空き状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（後藤清喜君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦　浩君）　飲酒年齢が18歳に引き下がるといった情報が最近の報道であるようでございますが、具体にそういったことが決まりそうな、いつから施行されるといったようなことが明らかになってきた段階でそれに対応する方策等を検討していく必要があるんだろうと思います。現在のところは特にそういった検討はなされておりません。

○委員長（後藤清喜君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　ペットに関してはわかりました。

そこで、関連で伺った災害公営住宅に関してなんですかね、数棟というか、数棟で飼えるということなんですかね、実際飼う人たちの入居というのはどれぐらいあるのか、もし現段階でおわかりでしたら伺いたいと思います。

ちなみに、整備計画の中ではこのような形でうたわれてましたので、多分課長もご存じだと思うんですけど、「少子高齢化や核家族化とともに、災害公営住宅に入居される方にはペットとともに生活することによりストレスや寂しさの解消、潤いのある生活を求める人も少なくないと思われる」、またペットも愛玩動物から今は伴侶動物と言われているということも聞きますけれども、「家族として生活するパートナーとして位置づけている町民もいることから、災害公営住宅においてもペット共生住宅の導入を検討する。検討に当たっては、ペット共生住宅のニーズ把握を初め建物設計や整備、屋外環境整備のハード面、飼育に関する一定のルールづくり等ソフト面に関して配慮する必要がある」と、このような形で一応整備計画で検討なされてますので、今後、ペットとともに公営住宅に入る方も多いと思いますので、トラブルのないような形で、もう一度、どのような形で検討なさっているのか伺いたいと思います。

アルコール依存に関しては、まだ決まってないということで、そういったことも視野に入れ

ながらこの問題に対することを考えていくべきだと思います。

○委員長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） ペットを飼う入居者につきましては、申しわけございませんが、数字はつかんでおりません。

それから、整備計画にありますとおり、委員おっしゃいましたとおり、今後高齢化が進みまして、ひとり暮らしの方も多くなってくると思います。ペットを飼う管理面、それからルールづくりについて、整備計画をもとに今後検討していくというふうなことでございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 100ページの需用費、あとはその下の委託料について伺います。

きのうの説明だと修繕料として歌津の草木沢の焼却場の修繕とありました。あそこの施設もかなり老朽化しているので、今回の修繕はそういう延命化も含めた修繕と捉えてよろしいのか。それとまた具体に、細かいことを説明されてもちょっとわかりかねますけれども、大まかでいいですから、こういう目的で修繕をしたということでご説明をお願いします。

次に、委託料であります。その中で同じく草木沢の粗大ごみ、これは大体何トンぐらいやっているのか。焼却範囲等については以前の常任委員会の調査等で把握しておりますので結構でございますけれども、その点をお知らせください。

あとは、クリーンセンターの焼却灰、一時気仙沼のほうで焼却しても焼却灰の搬入を断られたということでありまして、その後、山形の処分場でも受け入れがオーケーということで、順次減ってきているとは思うんですけども、今の状況、その辺をお知らせください。

さらには、その焼却灰を保管するためにテントを設営した、それを私は原発関係であるから電力会社に請求すべきだということを申し上げまして、当時はまだしてないけれども、そのうちという答弁をいただいた記憶がありますけれども、その辺の動きはどうなっているかお知らせください。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 草木沢の焼却炉につきましては、合併の際に、使用できるまで使用するということで、大規模な修繕をすることにならない限りは定期的なメンテナンスでできている部分については修繕していくという方針でございます。

それから、草木沢の粗大ごみの量なんですけれども、平成24年度が17.3トン、平成25年度が24.6トン、平成26年度が55.5トンというような状態になってございます。

それから、クリーンセンターの焼却灰関連につきましては、ようやく昨年の秋から保管され

ていきました焼却灰を山形のほうで処分できるということになりました、残っていました大体710トン、現在処理が進んでございます。今まだ180トンぐらいは残っているんですけれども、これは気仙沼から、今、焼却施設で焼却してますけれども、そこから直接、保管せずに、持ってこないで直接山形のほうの施設に搬入するというのを優先的にやってございますので、保管してある分は若干ございます。

それから、保管テントの部分、原発の補償のほうで請求していいのかどうかという点でございますけれども、この分につきましては請求させていただいているところです。

○委員長（後藤清喜君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 修理、どんなところかということをちょっと触れてなかったんですけれども、どのような内容、余り細かいことはわからないからいいと言ったんですけども、大まかなことでどんなことをやったのかということをちょっと答えが出てきておりませんでした。

それで、今回の延命、私が勝手に言ってるんですけども、延命対策も含めてと言ってますけれども、かなり難しいと思うんですけども、今回の修理あと何年……、そこはいいわ。一応一日でも長く稼働できるような、そういうふうなメンテナンスをやっていってほしいと思います。

また、年々ふえてましたよね、55トン。これはやはり地域にとって必要なものであると思うので、それらも含めて延命化、これをやっていけばいいのかなと。そのために、いろんな例えれば委託している方々からの要望、それに応える形でやっていけばいいのかと思ってます。その辺の考え方。

あとは180トンほど残っているということで、いいです。気仙沼から直接ということで、それだとここへ迂回する必要性はないので、いいかと思います。

テント設営に幾らぐらいかかるって、それを丸々請求するものか、見通しとしては請求額がそのとおり来れると思っているのか、その辺の見通しをお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 草木沢の焼却場の修繕部分ですけれども、炉の中の基礎の部分のコンクリートの部分が傷んでいましたので、そちらのほうを修理させていただいております。使える限りは住民の方々にこれまでのように使っていただければなというふうに考えてございます。

それから、保管テントにつきまして、正確な数値は今忘れてしまったんですけども、1,000数百万の費用がかかっていたかと思います。これまで焼却灰はこの原発事故がなければ

これまで青森のほうに運ばせていただいたものですので、そのことが起きたことにより搬入受け入れができなくなったという原因になりますので、そのために保管しなければいけないということにもなりましたので、当然その保管施設、運搬の費用とかその辺につきましては補償していただける対象だというふうに思っておりますけれども、この中で東電さんのはうといろいろと話し合いをさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 前のほうは了すけれども、東電と話をさせていただきますというのは、やはりなかなか、いろんな話を聞くと、最初はいいと言っていたのがなかなか言うことを聞かないというような話も聞きますので、ぜひそこは腰を据えてじっくりと、町が損しないような形でやっていただければいいのかと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 おはようございます。ページ数は100ページでございます。

水質検査等の委託料という形で計上されております。それで、付表を見ますと66ページ、特に私が聞きたいのは志津川湾海域の水質がどうなっているのかという状況をお伺いしたいんですが、ここに表がございますが、私は判断できませんので、全般的に志津川湾の海水の環境というか、どういうふうになっているのか、まずもってお聞きします。

失礼しました。震災前と比較してどうなのかということです。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回、付表に載せさせていただいている部分につきましては26年度分だけのものでございますけれども、実は震災前と比較しまして大きな変動というのは、目に見えて違っているというようなところは見受けられておりません。ただ、実施時期によりましては、富栄養化の指標となります窒素とかリン、そういった数値、環境基準を超えるような点も見受けられる場合がありますので、これは経年どういうふうに変化していくかしっかりとモニタリングをさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 それで、その下段のほうの19節で浄化槽設置事業費補助金という形がございます、1,900万円ですか。それで、付表のほうにも生活環境保全という形の中で、これまでの合併浄化槽の補助よりも、何というんですか、性能が高いというか、そういう形での低酸素社会対応型浄化槽等集中導入事業をやったと、そして従来の通常の浄化槽設置についてもさかのぼってかさ上げ補助をしましたよという形になっております。それで、付表で見ますと、

通常の合併浄化槽については69ページ、それから低酸素については143ページと。設置基数にすれば低酸素のほうが非常に多くなっております。それで、今後のいわゆる環境保全という形の中で、この低酸素社会対応型というものは震災に対応するだけなのか、今後も町として政策としてこの浄化槽の設置を推進していくのか。その効果というのはわかりません。あと何ですか、事業費が違うんですか、やはり相当。そこら辺も教えてください。

○委員長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 低炭素と一般の合併浄化槽の違いという部分ですが、低炭素型と言われるものは浄化槽につくプロアーの消費電力を抑えた構造のものであると、数字で言えば52ワット以下というものでございまして、震災で個別移転あるいは下水道エリア外の防集で住宅再建される方については、事業所も含めてですが、低炭素型と言われる事業の該当にはなります。ただし、その浄化槽の性能、先ほど言いました消費電力の問題、そういうものをクリアしていればという2本立ての部分で低炭素型の補助が受けられると。ただし、一般的の浄化槽も今は省エネタイプがほとんどでございまして、普通の合併浄化槽においても実際のものは低炭素型が使われていると。今ほとんどが低炭素型と言われるもののが一般的には使われておりますので、ただ該当する被災を受けた方あるいは被災を受けてない方での違いということで2本立ての浄化槽補助になっているというものでございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうしますと、震災の被災を受けた方々のいわゆる生活再建、住宅再建というためのこれは事業だと。性能的にはさほど変わりはないということですか。一定の被災者については低酸素、既存の方々がもしやる場合には従来型の合併浄化槽、そういう施策で進めていくのかどうか。

それで、一般的に聞きますと、震災後、相当湾内が浄化されて水質がむしろよくなつたという話をよく聞くわけでございますけれども、いずれにしても新しいまちづくりの中でこの環境というか、水質保全というものは重要な問題でございます。その辺をよく吟味して政策展開をしてまいりたいふうに思います。その辺だけもう一回。

○委員長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 委員がご質問されたとおり、被災を受けた方については低炭素型の補助と、被災を受けてない方がくみ取り式からあるいは生活排水を保全するために浄化槽を整備するときは合併浄化槽の補助と、2本立てになっております。

低炭素型につきましては、現在、交付金の事業で総数で1,250基ほど予定をしております。

現在、27年度の推移まで含めますと大体550基ぐらい補助がなされるという状況でございまして、今後も残りの部分、低炭素型で対応する予定になりますが、一般の方々についてはここ数年の推移を見ますと40基前後で推移しているということで、26年度も39基分の補助を執行してございますが、この浄化槽での汚水処理という部分は、震災云々かんぬん以外を含めても、下水道エリアが狭まったということもございますので、積極的に推進していかなければならぬというふうに思ってます。

両者の違いは、合併浄化槽の補助事業については国費が3分の1、低炭素については国費がかさ上げになりますと2分の1というところで、補助残分についても低炭素型については震災復興特別交付税で担保されているという違いが裏の部分ではございます。補助金額については同じでございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） なければ4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費、105ページから120ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） おはようございます。

続きまして、農林水産業費の細部説明をさせていただきたいと思います。

農林水産業費でございますけれども、決算書は105ページからになります。付表のほうは73ページからとなります。

まず1項農業費のほうでございますけれども、農業費の支出済額につきまして1億3,870万円ほどということでございまして、対前年度比で申し上げますと91.6%となってございます。執行率につきましては96.22%ということでございます。

1目農業委員会費でございますけれども、農業委員会に関する所要の経費を支出しております。昨年度は総会を12回開催しております。

次に、決算書の107、108ページをお開きください。

13節委託料でございますけれども、こちらのほうにつきましては農地台帳等のシステム改修委託料ということになっておりまして、平成26年4月の農地法の改正によりまして農地台帳と地図情報の公表ということがされることになっておりまして、本年4月から全国農業会議所が運営しますインターネット上の全国農地ナビというサイトで所在地、地目等の情報が提供されているところでございます。付表の73から74ページにつきましてこの委員会費につきましての実績を掲載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

農業委員会費のほうの前年度で370万円ほどふえている状況でございますけれども、今申し上げました電算関係の経費あるいは人件費のほうでふえているような状況にございます。

次に、決算書の同じく107、108ページですけれども、農業総務費でございますけれども、これにつきましては職員の人件費に係る所要の経費を支出したものでございます。

それから、3目農業振興費でございます。振興費につきましては、支出済額が2,300万円ほどでございまして、対前年度比31.95%というふうになっておりまして、4,900万円ほど減っているような状況にございます。執行率は97.57%でございます。支出の主なものといたしましては13節のひころの里指定管理料680万円ということでございまして、ひころの里の利用状況等につきましては付表の80ページに掲載しておりますけれども、有料入館者数が約3,200人ほどございまして、これ以外にイベント等による無料入館が8,900人ほどございまして、また有料貸し付けをしております「ばっかり茶屋」というほうでは食事の関係で3,200人ほど、体験学習のほうで380人ほどということでございまして、こちらの「ばっかり茶屋」関係の利用者といたしましては3,667人ほどの利用がございました。

決算書の109、110ページをお開きください。

引き続き農業振興費の19節の補助金関係でございますけれども、主なものといたしまして、真ん中よりちょっと上のほうになりますけれども、110ページ、備考欄のほうに園芸特産重点強化整備事業補助金ということで180万円ほどございますけれども、これにつきましてはJAの園芸部会に対しますネギの重量選別機4台を購入するということで補助金でございます。それから、真ん中より少し下のほうになりますけれども、被災農家経営再開支援事業交付金ということでございまして、390万円ほどの支出がございます。これにつきましては、復興組合への支援ということでございまして、延べ108人、11.27へクタールの被災農地の経営再開に向けた除草あるいは堆肥散布等を実施したものでございます。その実績につきましては付表の77ページのほうに記載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。それから、その下のほうになりますけれども、青年就農給付金ということで300万円でございます。これにつきましては新規就農者への支援ということで、経営リスクのある就農から5年間に限り一定所得を下回った場合に150万円を5年間支援するというものでございまして、2名に対する支援ということでございます。

それで、冒頭で申し上げましたように、前年度比約4,900万円ほど減額ということでございますけれども、主なものといたしましては、先ほどお話ししました園芸特産重点強化整備事業のほうで前年度比で1,000万円減と、それから被災農家経営再開支援事業交付金のほうで

4,300万円の減という状況でございまして、そういうった関係から少ない支出額となっているところでございます。

次に、4目畜産業費でございます。畜産業費につきましては、支出済額が350万円ほどでございまして、対前年度比73.4%、額にしまして130万円減というふうな状況になってござります。執行率につきましては99.34%ということでございます。

こちらの支出の主なものといたしましては、13節委託料でございますけれども、汚染牧草等保管業務委託料ということでございまして、こちらのほうは特に酪農家の方で保管する牧草のほうですね、平成25年度から保管に係る委託ということで支出しております、残りの分を26年度分で支出したというものです。それから、19節の補助金につきましては経営再建家畜導入支援対策事業補助金ということで300万円ほどでございますけれども、これにつきましては震災によって被災した畜産農家への経営再建に対する支援でございまして、死亡牛の代替家畜導入ということでございまして、総事業費718万2,000円、それに対します牛、合わせまして11頭の助成というような内容になってございます。

こちらの畜産業費は対前年度比130万円ほど減っているということですけれども、先ほど申しました汚染牧草の関係で前年度比で430万円ほど減ってございますし、また家畜導入の支援ということで反対に300万円ほどふえているような状況でございまして、合計で130万円ほどの減というような状況になっているところでございます。

次に、5目農業農村整備費でございますけれども、こちらのほうは支出済額が5,900万円ほどになってございまして、対前年度比で315%の増というような状況になってございます。執行率につきまして98.18%ということでございまして、約4,000万円ほど対前年度比でふえているような状況にございます。

支出の主なものでございますけれども、決算書の112ページのほうをごらんになっていただきたいと思います。

15節工事請負費でございますけれども、こちらのほうは農道の維持管理に係る補修工事ということで440万円ほどでございまして、下にあります農業用施設改良工事につきましては歌津の田の浦地区のため池にかかるネットフェンスの設置工事ということになってございます。それから、19節の補助金の関係でございますけれども、真ん中より下のほうになりますけれども、中山間地域等直接支払交付金というようなことで1,220万円ほどの支出がございます。これにつきましては中山間地域等で農地が傾斜しているなど平場に比べて農地条件が不利な地域への交付金といたしまして交付されるものでございまして、26年度につきましては11集

落協定、2つの個別協定に対しての交付というような内容になってございます。内容につきましては付表の79ページに実績を掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。その下になります多面的機能支払交付金ということで5万6,000円ほどの支出でございます。これにつきましては草刈りなど農地維持活動等への助成ということでございまして、平成26年度は3組織に対する助成というようなことになっておりまして、内容につきましては付表の78ページに掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。その下になります被災農業者向け経営体育成支援事業補助金3,700万円ほどでございますけれども、これにつきましては平成25年度の大雪による被害を受けた農家の経営再建を支援するものでございまして、農業用施設等の撤去あるいは再建を行ったものに対する助成ということでございまして、38の事業主分に対する助成ということになってございます。なお、内容につきましては付表の77ページのほうに掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

ただいま細部説明なんですけれども、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時20分 開議

○委員長（後藤清喜君） 再開いたします。

5款農林水産業費の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、続きまして2項林業費でございます。

決算書の111ページになります。

こちらのほうは約1億円ほどの支出でございまして、対前年度比で98.9%ということになっておりまして、執行率のほうは97.5%というふうになってございます。

1目林業総務費でございます。こちらのほうは林業に係る所要の経費を支出したものでございまして、約800万円ほどの支出となってございまして、執行率につきましては94.55%となってございます。

次に、2目林業振興費でございます。こちらにつきましては支出済額が8,200万円ほどでございまして、対前年度比で93.56%というふうになってございます。執行率につきましては97.83%ということでございまして、額にしまして500万円ほど減額というふうな内容になっ

てございます。主な内容といたしましては分収林関係等で減っているというような状況でございまして、主な支出項目につきましては決算書の112ページから114ページのほうに記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3目林道費でございます。

執行済額が960万円ほどでございまして、前年度と比べまして約8.9%の増となってござります。内容的には町で管理する林道の維持管理が主でございます。事業内容につきましては付表の85ページに記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 3項水産業費についてご説明をいたします。

支出済額が1億5,000万円ほどで予算執行率7.5%という、繰越額と不用額に大きな金額が掲載されてございますが、4目漁港建設費の中で説明がございますので、ここでは詳細を割愛させていただきます。

1目水産業総務費は、支出済額7,300万円ほどで、執行率94%、漁業再生や水産振興政策を推進するための入件費でございます。115ページ、2目水産業振興費でございます。支出済額620万円、執行率90%、28節繰出金500万円は市場会計への繰り出しでございます。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 3目漁港管理費の説明をいたします。

予算額が752万8,000円、支出済額が461万円でございます。主な内容につきましては、13節委託料、漁港の管理委託料ということで250万円ほど支出しております。これにつきましては19漁港の流木の搬出とごみの処理、それからパトロール等を行ったものでございます。それから、15節工事請負費ですが、支出済額115万円ほどですが、これは石浜漁港におきまして物揚げ場の工事と、それから物揚げ場に段差がついたところを区別がつくように白線を引いたという工事でございます。次に、原材料費につきましては、生コンですか碎石によりまして漁港の後ろ側のところの掘れたところなどを修理したものでございます。それから、負担金及び補助金につきましては、水産土木建設技術センターの負担金ということになっております。

続きまして、4目漁港建設費であります。

予算額が18億7,733万円でございます。支出済額が5,396万5,000円となっております。明許繰越費が8億4,000万円、事故繰越費が6,660万3,000円ということであります。不用額として

9億1,676万1,000円ということになっております。主な支出内容といたしましては、委託料につきまして4,252万8,000円の支出を行っております。これにつきましては、備考欄にありますとおり防潮堤の調査委託料、これは前年からの繰り越し分でございます。それから、用地の測量の委託料、これも前年からの繰り越し分でお支払いをいたしております。そのほか事故繰越といたしまして6,660万3,000円、不用額といたしまして936万8,000円ということになっております。

次に、15節工事請負費ですが、これにつきましては支出済額が1,131万8,000円、そのほか、これは町管理の漁港で災害復旧をいたしましたときに、もともと漁港さんがクレーンをつけておりましたものを高さが変わってしまうということで、それをつけ直したものが主でございます。そのほか繰越明許費としてこの部分で8億4,000万円、不用額といたしまして3億4,508万1,000円でございます。それから、公有財産購入費、これは全額不用額ということになっております。5億2,210万円でございます。それから、補償補填及び賠償金ですが、これは補償用のお金であったんですが、4,000万円、これにつきましても全額の不用となっております。

先ほど、この漁港建設費におきまして多額の明許繰越費あるいは事故繰越金、不用額といったものが生じております。これにつきまして若干の説明をしたいと思います。

この繰り越しあるいは不用額等につきましては、ほとんどというか、全額、防潮堤に関する費用であります。防潮堤に関しましては、ここにあります漁港建設費と、それからもう一つ、決算書の161ページ、ここ一番下のところに10款災害復旧費の中なんですが、漁港施設災害復旧費におきまして、ここにおいても明許繰越費が62億6,800万何がし、事故繰越費で2億6,000万何がし、不用額として38億6,200万何がしというふうに多額の繰り越しでありますとか事故繰越あるいは不用額といったものが生じております。これにつきまして説明を試みたいと思います。

これ両方に分かれておりますのは、もともと防潮堤があったところにつきまして、そこの防潮堤を直すというのは災害復旧費で直すと、なかったところにつきましては新たに漁港建設費の中で農山漁村地域整備交付金という交付金をいただいて整備をする、こういうことになってございます。災害復旧費の中でもいわゆる災害復旧自身につきましては大体50億円ぐらいでございまして、これについては一応大分進んできているんですが、災害復旧費に占める防潮堤の額というのは145億円、それからこの漁港建設費でつくります防潮堤の額が大体50億円ということで、両方で200億円近い防潮堤の建設をするということになっております。それ

で、25年から事業の、それまで多少の応急工事とかやっておったんですが、25年から本格的にやるということで予算の配分を受けてまいりましたが、集中復興のお金がどこまで、どの期間につくのかというのが非常に不透明であったということで、集中復興期間内にできるだけお金を配分していただくと、早期ということでやってまいりまして、25年、26年と配分を受けてきました。この漁港建設費につきましても、25年で総額10億3,000万円、それから26年で8億4,000万円、27年も8億4,000万円という配分でございます。それから、災害復旧費の中に占めます防潮堤の額というのが25年で31億4,000万円ほど、それから26年が60億円、27年が19億円ぐらいということになっております。その中で今のところ余り、ほとんどが委託料ということで、設計の委託あるいは用地買収のための測量の委託というのを今現在進めておるところであります。できれば、それができ上がりましたら直ちに仮契約をして、また議会の議決を得て契約をするという段取りで予定をいたしております。

ただ、防潮堤というのがなかなか、漁民の皆様にとりまして毎日の仕事あるいは生活に非常に直結するといったものでございますし、なつかつ非常に物として大きなものです。高さとしては7メートルから9メートルを超えるところまで、構造にもよるんですが、幅としては50メートルぐらいから10メートルぐらいまでといったようなことになっておりまして、なかなか漁民の皆さんのお意見を聞いてまとめていく、あるいは漁民の皆さんのはうもいろいろ状況というのがありますので、その辺のところがなかなかまとまってこないと。ようやくまとまってきたところで、この前の補正予算のときにお願いをいたしました平磯、それから長清水等につきましては、これから、県と一緒になんですが、一緒になって道路と一緒に整備を行うような段取りになってきたと。それから、ことしは寺浜あるいは藤浜のほうなんかも大分物が詰まってきたので、そちらのほうにもかかるようになりつつあるというふうな状況でございます。

今現実としてはそういうふうなことで、多額の繰り越しでありますとか不用額が出ておるという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きまして、117ページ、5目サケマス資源維持対策費でございます。支出済額780万円、執行率が98%、シロザケのふ化事業でございまして、被災して不十分な施設条件ではございましたが、資源維持のため稚魚確保育成放流に努めました。27年度は北上川、大川、小泉から移入に努めまして、目標の500万尾を達成いたしました。

続きまして、6目海洋資源開発推進費でございます。支出済額400万円ほどでございます、

執行率86%。やがて復興を目指してございます自然環境活用センターの再建に向けた準備活動費でございます。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
山内昇一委員。

○山内昇一委員 ただいま詳しく説明をいただきましたので大分わかったわけでございますが、小さい点でございますが、一つ二つご説明お願いしたいと思います。

1つ目は、109ページ、4目畜産業費の中で委託料50万円となっております。汚染牧草等の保管業務委託料、これらは、確認でございますが、一応、どうした内容のものか、畜産農家に対しての保管分といいますか、そういったことなのか、また本町におきまして現在それに該当する農家数とかそういったものがあれば一緒にご説明をお願いしたいと思いますし、また次年度はこういったものがまた継続するのか、その辺もお願いしたいと思います。

それから、111ページ、5目補助金及び交付金ですか、農業農村整備事業費の中で、ふるさと・水と土保全事業費の補助金36万円、わずかですが、これについてもちょっと内容的なことをお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つ、114ページの13節委託料から森林病害虫防除事業費の中から、ちょっとこれ私も文化財の関係かどうかわかりませんが、その後でまたお聞きしたいと思いますが、不用額が128万4,419円ですか、近年の地球の温暖化等でかなり松くい虫が繁茂しているといいますか、非常に被害がふえています。そういった大きな被害が出ているようですが、現在、町内の松くい虫の防除態勢というのは、先ほど付表等もありますが、地上防除とか伐倒等の対策でそれを中心にやっているということは承知しています。なかなか、そう言いますとあれなんですが、松くい虫のほうの勢いが強くて、なかなか止められないといいますか、効果が出ない部分もあると思います。これらについてちょっとお願ひしたいと思います。

それから、最後、中山間事業と、それから今度始まりました多面的機能の支払交付金についてですが、111ページから112ページですか、19節、これらについて負担金の取り扱い、交付金ということで、この事業も第3期に差しかかりまして、中山間事業はおかげさまで農家にとって大変いい制度として効果も出ていると思いますが、新しく多面的機能といったこの部分で新規に取り組んでいる方も集落もあると思います。この辺について説明していただければと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず汚染牧草の関係でございますけれども、特に多く保

管されている10戸の農家の方、約280トンほどございまして、それにつきましては平成25年度からその覆いますラッピング等に対する資材費につきまして委託ということで支出してきているところでございまして、26年度分につきましてはその残った分につきまして委託をお願いしたということでございます。

それから、まず多面的機能のほうからお話をさせていただきたいと思います。多面的機能につきましては、例えばですけれども、のり面の草刈りあるいは水路の泥上げなど、そういうことを農地の維持管理的な活動をしたものに対しての交付金ということになってございまして、平成26年度につきましては3つの組織の方に交付しているところでございます。26年度につきましては押館、それから細浦、桜沢といったところに対する交付金というような内容になってございます。

それから、松くい虫の関係でございますけれども、ここの130万円ほどの残額につきましては、これにつきましては素材生産関係で残額が出ているというふうな状況でございます。松くい虫の防除態勢ということでございますけれども、主に松を守るべき地域ということで田東、ひころ、それから神割などそういった、もう一つあるんですけれども、そういったところを中心に防除態勢をしているというような状況でございます。樹幹注入あるいは伐倒駆除、それから衛生伐といったことでの対応をしている状況にございます。

ふるさと緑の創造事業につきましては、これにつきまして手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 中山間。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 中山間事業につきましては、平成26年度につきましては11集落、それから2つの個人協定に対しまして交付しているところでございます。

ふるさと・水と土保全事業費関係でございますけれども、これにつきましてはホタル再生、資源体験、せせらぎ公園管理など河川浄化等の水と土の保全活動というような内容になっているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

そこで、一つずつお話ししたいと思いますが、畜産関係、委託料ということで、先ほど参事より農家10戸に対して280トンですか、ラッピングの処理費といいますか、経費として支払っているというようなお話をいただきました。今回、震災から東電の原発事故による影響で本町にもいろんな被害があったわけでございますが、特に農林水産部門におきまして放射能等

の指摘がされまして、市場の出荷等も少しできなかつたという中で、やつと5年目になりましたかなりそういうレベルも下がりまして、おかげさまと言つていいんですか、ごく一部に限つて出荷制限が解除され、そして今現在、例えばさつき言つた牧草等の処理も含めて、原木シイタケとかあるいは山菜等のようなそういうものが一部まだ規制されているような感じでございます。

そういう中で、県では今県北地方におきまして最終処分といいますか、保管場といいますか、そういうところの模索しているわけですが、町として最終的にそういうラッピングしたやつ、農家にいつまでもとどめておくことができない、その辺は今後そういうところに移動となるのか、その辺。それから、農家自体からそういう苦情等は出ないのかどうか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。5年目になりましたから、そういうことで一つ簡単にご説明いただければと思います。

それから、森林病虫害の松くい虫のことをお話ししましたが、その中で本町は海岸線沿い、特に今回震災復興関係で復興国立公園ということで、景勝地であります神割初め景勝地が全て公園化されまして、その中で本町としてもいろいろ防除態勢をしておりますが、やはり地球の温暖化といいますか、かなり虫の勢いが強くて、防除にも効果の限度があると思います。そういう中で、全てを防除するということは大変ですから、名木とかそういうのもやはり特に樹幹注入などをやってやるべきだと思います。担当課では篤とご承知のことと思いますが、うちのほうの普門院にあるアカマツ、そういう600年の木も何かちょっと、手入れをしてるんですが、その辺の内容がまだわからぬので、その辺もしわかりましたらご説明を、今後そういう対策も一応念のためにお知らせいただければと思います。

それから、中山間のほうですか、そういう中、我々農家としては非常に恵みを受けています。3期対策としてまた継続してもらっているということなんですが、新たに多面的というのがことし初年度を迎えて、新たな集落もそれに参加することができました。そういう中で、やはり事務の煩雑がなかなか解消できないんですが、もっと、担当課の職員のほうも大変だと思いますが、もう少し農家に対していろいろご指導、特に専門的な知識が必要だということで、現地指導等も、現地においていろんな難しい問題が出たときの対処について担当課の係の協力でご指導いただければと思います。大変すばらしい制度でございますが、我々中山間多面的利用を利用する分はいいんですが、新たに震災によって戸倉、歌津地区に基盤整備事業ができましたが、そういう中で今作付けして収穫時期を迎えております。そういう方々の、中山間ではないんですが、いわゆるセーフティネットといったものが今

後考えられないかどうか、その辺の取り組みがもしありましたら、あるいは今後、次年度に向けてそういうことを考えてもらいたいと思いますが、その辺の話一つお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず汚染牧草の処理の関係でございますけれども、委員ご承知のように、指定廃棄物とそれ以外に一般的な廃棄物処理ができるということで2通りの処理の仕方がございますけれども、8,000ベクレル以下につきましては廃棄物処理法に基づく処理が可能ということでございますけれども、焼却した際には約20倍ほどに濃縮がされるということとかがございます。また、その処理の方法といたしまして、すき込みというような方法もございますけれども、それにつきましては機械の関係でなかなか処理ができないということもございまして、進まないというような状況でございます。また、焼却するに当たりましても、焼却するところが当町に今ない状況でございまして、また焼却灰につきましても処分するところがないというような状況にございます。それから、指定廃棄物の最終処分場ということで、今、候補地というようなことで国の方でも候補地を探しているような状況にございますので、そういう状況を踏まえながら、それから他市町村と情報交換しながら処理に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

松くい虫の普門院の関係でございますけれども、樹木医の先生のほうに依頼されているようございまして、その結果を受けて対策をとっていくのかなというふうなことでございます。その管理に当たりましては、町のほうがどのようにかかわってくるのかちょっと今のところはっきり申し上げられませんけれども、その結果を待っての対策というふうなことになるのかなという感じをしているところでございます。

それから、中山間事業関係に係る書類関係等の指導ということでございますけれども、確かに複雑な面がございまして、わからないところがあるかと思います。そういう場合には窓口等においていただきくなり、あとは電話でのお問い合わせいただければそれにお答えをしてまいりたいと考えております。それから、現地指導というようなことでございますけれども、毎年、事業開始に当たりましては説明会等も開催してございますので、その際に不明な点等をお聞きいただければお答えするようにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、名木の件につきまして、少し具体にお話しさせて

ただきたいと思います。名木の樹勢回復の取り組みにつきましては、本年度も入谷の一本松、それから袖浜にございます太郎坊ということで、6月の議会でご審議をいただいております。こちらの普門院の松についても名木指定をしてございます。先ほど産業振興課参事より申し上げましたとおり、まずは樹木医の先生にお願いをして、その松が松くいによるものなのか、それとも樹勢が、年数がたつことによって樹勢が衰えたのか、そういうのをまず確認をいたしまして、あと仮に松くいであれば松くいの治療をしないとなならないということになりますでしょうし、あるいは樹勢が年数とともに落ちてきたということであればまた別な対処をしないといけないと。今のところこちらの樹勢回復に関しましては緑化推進委員会というところで補助を出しているわけですけれども、こちらのものが年1回の募集のようございまして、実は今年度のは終わってございます。それからあと樹勢回復をする場合に、ことしもそうだったんですけれども、やはり時期があるようでございまして、春から夏にかけて木の養分の吸い上げが活発になる時期に肥料を入れることをして樹勢を回復していくというふうな作業になるようでございますので、仮に樹勢によるものというふうなところであった場合には来年の採択を目指して進めていくようになるのかなということで考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 大変ありがとうございます。中山間事業と多面的はわかりました。

それから、ただいま松くい虫の関連でお話ししましたが、これは私も疑っていたといいますか、松くいか、あるいは樹勢が衰えてきたと。かなり年数、600年という年数からしてそういったことかわかりませんが、担当課の話では樹木医によって今処置をしているといったことで、安心しております。ただ、やはり弱ってきた木に対してそのまま処置をしないでおくとやはりこれはだめになってしまないので、今、アカマツは非常に少ないわけですね。ましてや教育委員会指定の600年の松等はそんなにないと思いますので、ぜひ今後も名木等について、町内にある名木は全てやはりそういう管理、維持管理を徹底していただければいいかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、いわゆる牧草についてもわかりました。これはやはりここで解決するものではないんですが、農家サイドの負担を考えまして、やはり早目の対応をしていただきたいなと思ったところでございます。そういうことで、この辺、内容的にはわかりました。

農業振興のために、大変多岐にわたる農業事業ですが、担当課として、ひとつ本年度も、また次年度も継続した事業としてやってもらわなければ、農家も米は少し、1万円、概算金高

くなったと言いましたが、基本的に日本の国の食糧自給率が低いので、土台、資材費あるいは肥料、機械台等が高いわけですから、採算が合わないといった中でやってるわけでござりますので、ぜひそういったことをお取り組みいただきまして、農家、農林業全てにわたってご指導、ご支援のほどをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午後0時00分　休憩

---

午後1時08分　開議

○委員長（後藤清喜君）　おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

5款農林水産業費の質疑を続行いたします。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員　先ほど山内昇一委員も伺っておった点、重複しますが、私のほうからも確認を兼ねてお伺いをいたします。

114ページの13節並びに19節に出てきております森林病害虫防除事業委託料、松くいの事業と分収林、分収交付金と出てきておりますが、付表ですと82ページに出てきております。付表も目を通しながらお伺いをしたいと思います。

森林病虫害、この松くいの防除に当たっては先ほど参事がお答えを兼ねて説明をいただいたとおりかと。ただ、この松くい虫におきましては、これまで防除を隨時してこられましたが、かなり効果があったにもかかわらず、近年、民有地におきましても松くいの兆候が多く見られるようになりました。この付表に出てくる中で、予防事業、地上散布、それから伐倒駆除、そしてまた樹注ですか、樹幹ですね、3つほどの事業、駆除でこれまで行ってきたわけですが、この予防事業、まず地上散布ですが、ほか伐倒駆除もそうなんですが、各地区の松くいの大変ひどい状況を隨時行っているかという解釈ですが、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、分収林の伐採事業ですが、26年度では3組合ですか、この分収林を行ったと、伐採を行ったと。分収林に当たりましては、以前にも伺った経緯があるんですが、この伐期を迎える組合、ほとんど同じ時期に当たるかと思っております。残された組合、どのくらいの組合が残っておるのか。それとあわせまして、これまで私どもの部落でも伐採を行った経緯があるんですが、その後は町のほうで保育管理、植林等をしてきたということですね。この分収林、ほか残っている組合で伐期を迎えた組合もあるかと思うんですが、あるはずなんですが、この延長をしている組合があるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず松くい虫関係の防除、予防関係でございますけれども、付表の82ページの地上散布のほうでございますけれども、午前中の回答でもありましたように、守るべき地区ということでございまして、田東、それから御崎、ひころ、神割などにつきましてはここにありますように地上散布ということで予防活動を行っているところでございます。それから、伐倒駆除のほうでございますけれども、伐倒駆除につきましては御崎とか泊浜、そういったところでの駆除を行っておりますと、樹幹注入につきましてはリアスの森ということで記載の内容となっているところでございます。

それから、分収林の伐期を迎えた組合の関係でございますけれども、そちらにつきましては手元に資料がございませんので、わかれば後ほどお答えをしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 参事が、確認だったんですけれども、地上散布、この付表を見ますと寺浜地内と。ここ3年ほどかな、この場所が同じ地区ということで、今お答えをしていただきましたけれども、この付表には載っていない田東山とかもあるということで。私、確認だったんで、この地上散布がなぜこの寺浜地内だけに限定されるのか、そういう捉え方をしておったんで伺ったわけであります。

それから、分収林、この伐採事業なんですけれども、随時事業を進めていくとほぼ終了の時期を迎えることになるかと思います。ほぼといいますか、終了の時期を迎えるわけであります、認識不足なんですが、分収林等の全盛の時代ではなくなりましたが、今このような例えば組合の事業等というものが残されておるものかどうか、例えば分収林、町の林地をお借りしてこういう事業をするという事業が残っておるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

それから、また前後しますが、松くいにおきましては民有地が対象にはなりませんよね。なりませんよね、民有地。個人所有、対象外ですよね。きのうですか、別の内容でちょっと産業振興課のほうの担当の方から説明を受けたんですが、例えば森林計画でしたか、30ヘクタールの中でいろいろな補助事業を受けられるということですが、これは植栽から始まって保育、その成長過程でなければこの計画には入らないものかどうか。といいますのは、松くいの駆除等をこの計画の中でできないものかどうか、いろいろ思い考えたものですからお伺いをしたわけであります。この点についてもう一度お答えをいただきたい。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君）　まず1点目の分収林でございますけれども、現在もそういった分収林はございます。

それから、松くい虫の民有地の関係でございますけれども、基本的には民有地につきましてはそれぞれの所有者の方で行っていただくということでございます。

それで、植栽からの森林計画に入れられないのかということでございますけれども、こちらのほうにつきましても資料がございませんので、わかれれば後で回答したいと思います。

○委員長（後藤清喜君）　山内孝樹委員。

○山内孝樹委員　分収林はまだそういう事業が残っているということなんですが、果たして今後、こういう組合構成をしていただいて、一つの各地区、部落の財産として今まで残してきたわけでありますよね。そういう構成というのは期待できるものかどうか、その周知というか、足らないのではないかというふうに思っております。

それから、松くいの民有地ですね、これ途中から森林計画には加入できないものなんでしょうかね。30ヘクタールというとかなりの規模ですね。個人的な補助事業というのはなかなか、なくなってしまったというお話をいただいたわけなんですけれども、もう一度。

○委員長（後藤清喜君）　産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君）　まず森林計画につきましては後ほど回答させていただきたいと思います。

それから、松くい虫の関係でございますけれども、民有地につきましては、助成制度によりまして事業の3分の1の補助というようなことで、そういった補助制度を利用していただくといったことも可能なかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（後藤清喜君）　ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　1つ目は前者と重なるんですが、いろいろ松くいについては努力されていることは認識しておりますが、この事業実施の効果というのがなかなか見るからには見えないのが現状かなと思います。何か追いかけっこをしているような形ですね。なかなか距離が詰まるなくて、むしろ広がっているような、そのように見ているんですが、この方法というか、松くいをとめる方法というのは防除あるいは伐倒以外にないものかどうなのがですね、その辺一つ。

それから、今、個人の民有地についての質問があったようですが、昨年、このことについて質問しました。そのとき町長は「検討する」と言ってんですね。その後どのように検討したのか。個人民有地についての今言った補助とかそういうものの内容を検討すると言ってんで

すよ。どのように検討したのかですね。

それから、117ページの5目、サケマスの関係であります、先ほど大川、小泉、北上で500万尾確保して放流したということであります、これは自前のものは幾らぐらい放流したのか。25年ですか、25年は180万というふうなことになってんですが、こしは500万ですね、この委託、管理業務の委託料が。その辺あたりはなぜそのように変わったのか。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 松くいの関係で、追いつかないというお話、追いかけっこというお話ですが、まさしく現状としてそういう状況なんだろうというふうに思います。今、各委員からいろいろ地上散布、伐倒あるいは樹幹注入という形の中で、どこまで効果が出ているのかということについて、多分委員の皆さん方も疑問を持っていらっしゃるんだというふうに思います。これ難しいのは、これは地上戦じゃなくて空中戦なんですよね。ですから、なかなか追つかないというのが実は現実です。今、何かほかに方法はないのかというご質問でございますが、率直に私も同じような疑問を持ってございまして、何らかの方策がないとこれはどんどんどんどん一方的に広がっていくばかりということになってしまって、結果、最後は全て伐倒ということになりかねないと、そういう危機感は持ってございます。ですから、何らかの方法はないのかということについて、我々もいろいろ知恵を出して、あるいはいろいろ調べたりしてますが、現実としてなかなか難しいというのがあります。

先ほど民間の土地の関係でございますが、危険な場所につきましては町としても対応はしてございます。現状としてはそういう状況だということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 自河川での捕獲卵の数ですけれども、120万粒でございます。不足分を他の河川組合のほうから移入をさせていただいた形でございまして、とりわけ北上川が多いんですけれども、そちらで捕獲してこちらに移入する作業が非常に人件費としてかかりました。その分の予算として前年度は180万円だったものが500万円、組合のほうに負担している状況です。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 松くいなんですが、空中戦、いろいろとにかくやる方法はあると思うんですね、でも財源が伴わないというのが本音かなと思うんですが。今こうして見ると景観を損ねているわけですね、相当。ここは国立公園になったわけです。そういうほうから攻めていかれないのかなというような考えもあるんです。それだけじゃなくて、やはり松そのものが死

んでしまうと根も死んでしまって、その周辺の崖崩れが大分起きてきているんです。それが海へ流れて寄ってるというような、何ていうか、今までに見ないような光景が増幅してくるような形なんです。ですから、やはり今後もう少し目の向けどころを角度を変えながら対応する必要があるのかなと思います。

それから、サケですが、放したといつても、もとはほかの川なんですよね、もとはね。サケの回帰は、こここの川から放流すればここへ帰ってくるというような方程式みたいなので今まで来たんですが、最近その方程式が崩れかかってきているというような。それはなぜかといいますと、卵の段階で我が帰る場所を覚えてるというふうな、そういう説が出てきました。ですから、こういうことをやる、やることは苦肉の策でやったんだから、これね、仕方ないんだけれども、こういうことをやると、一口にほかの川さ戻すために我が事業をやってるよな、少し極端ですが、そういうことにもなりかねないというふうなことですので、やはりことしあたりは大変サケの状況も厳しい予想がされていますが、ことし確保する卵はぜひ自前のものを多く確保して、できればほかにも回せるぐらいのことをやれば、今言った逆の効果が出るわけですから、ほかへ卵をやってこっちへ呼び戻すよな、そのような考え方の中で、せっかく新しい施設もつくるわけですから、そういうような一つ今までにないような努力をしていく必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 先ほどの松くいの関係でございますけれども、海岸のほうのそういう松枯れ対策ということで、県のほうに要望は出しているところでございますけれども、なかなか助成といいますか、つかないという状況でございます。それで、現地のほうを確認というふうなことで今後検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 自河川の採卵と、それから移入卵では回帰率に差が出るという委員のご指摘は、最近そのような通説になってきているようでございます。それはそのとおりだと思います。そういうことも踏まえて、南三陸町では志津川湾水系のサケマス増殖協会のほうで、できるだけ自河川で採卵できるようにということで網揚げ協力なども含めて努力を申し合わせているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 いずれにしましても、松くい、それからサケ、一つの転換期といいますか、そ

ういう時期にあるのかなというふうな感じもしますので、さらなる努力をしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いいたします。決算書では118ページです。

4目漁港建設費です。これの17節公有財産購入費ですけれども、私の聞き違いでしたら、聞き漏れだったのかわからないんですけれども、ここに5億2,000万円ほどの公有財産購入費がとられています。そしてその下が補償補墳及び賠償金とありますけれども、これが不用額となってますけれども、何を購入しようと思って計上したのか、この内訳、備考欄にないんですけれども、この辺の説明をお願いいたします。

それから、ただいま同僚委員も話しましたサケマスの関係、稚魚の関係ですけれども、やはり毎年、ここのサケは当町の基幹産業であります。努力の跡が見られますけれども、同僚委員も言いました。同感でございます。これからもこの稚魚放流については努力していただきたいと思います。

それに関連しまして、116ページの水産業振興費の関係の中で関連でお伺いします。サケの放流、稚魚放流については500万円ほどの補助が出てますけれども、震災前、当町の基幹産業でありますアワビ、震災前はアワビの稚魚放流などもやってましたけれども、今後これに対する放流などの計画があるのかないのかお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 公有財産購入費と補償費ですが、これは防潮堤をつくるに必要な用地費とその下のところにある補償物件、立木ですとか塀なりがかかるようでしたらそういうものの補償費ということになります。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） アワビの稚貝についてでございますけれども、県の今アワビの稚貝を飼育する施設の災害復旧事業を行っておりまして、間もなく10月に落成する計画でございます。これから稚貝を育てて、放流できる年度が29年度になろうかと思うんですけども、早速県と稚貝確保のための計画を進めてまいる状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいま防潮堤のというお話、説明のようですけれども、どこの防潮堤で何力所ぐらいなのか、民有地の買い上げになるのか、その辺お聞かせください。

それから、ただいまの県の事業として稚魚放流の計画が29年度ですか、再開に向けて、29年

度ですよね、再開に向けて県の事業でやっているというところ、それらは場所とか具体にもう少し、わかっている範囲で、施設の場所とか、どのぐらいの規模から始まるのか、もう一度お願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） この事業でやる防潮堤ですが、防潮堤につきましては石浜、稻渕、館浜、藤浜、寺浜、田の浦、荒砥、平磯、津の宮、長清水という多分10漁港の防潮堤の建設に要する用地費でございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 県の施設でございますけれども、七ヶ浜に建設されます。施設の規模そのものは県下全域をカバーしますので具体的な数字で申し上げられませんが、当町にとっての計画性としましては震災前にできるだけ近づけていただけるようにということでのお願いをしておりますが、これもやはり段階的だそうですので、今後の努力ということにさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そういう話を漁協等に話はしておりますね。

それと、ただいまの防潮堤の関係ですけれども、これは繰越明許になってないんですけれども、不用額としてありますけれども、来年以降の防潮堤の計画はどのようになってるんでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） このお金が25年度の予算から出てます。ということですので、契約ができなかったお金は事故繰越になるんですが、できないということになりますので、この時点で25年度のお金については不用額にするしか仕方がないということで不用額でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。私も1点だけ。

118ページ、前者に続いて、防潮堤についてなんですか、200億円の防潮堤ということです、工事も始まってるということで説明ありました。そこで1点お伺いしたいのは、実は先日、多分この中にも見られたと思うんですけれども、テレビで何か防潮堤のことをやってました。そこで私その番組を見て今回お聞きしたいのは、防潮堤、随分早い段階でつくると決定したみたいですから、その決定の速さというか、どこにあったのか。ちなみに、戸倉

地区ですと県で一番多分早いぐらいにくいが打たれて準備がなったと思うんですけども。それとあと防潮堤をつくることによって、テレビでは課長が説明なさってましたけれども、防潮堤によって得られるものと、もしあるんだったら、失われるもの、同じような形で、防潮堤をつくることによって守られるものと守られないもの、それがありましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 防潮堤が早く決められたというのは、私のはうはいつどないなったんかというのはよくわからないんですけども、少なくとも復興計画「絆」というのが決まった段階では既に防潮堤の、下のはうは防潮堤で守るというふうな計画になっておったと思います。

それから、防潮堤自身につきましては災害復旧等でやっておりますので、多分折立だったと思うんですが、災害復旧の査定は多分23年度にやられてると思いますので、その時点で打たれたいが防潮堤のくいであったかどうかというのは私もわかりませんけれども、それは計画としてつくっていたということになっているかと思います。

それから、守るもの、失うもの、得られるもの、失われるものというのはもう一つ雰囲気がよくわからないんですけども、防潮堤の効果というのはもちろんのこと、防潮堤があることによって後ろの土地なりがある一定程度守られると、それを越えてきたら知らないんですけども、そこまでは守られるということになろうかと思います。それをつくることによってその分は不便さというものをある程度伴うと。それは例えば海側へ出るのに乗り越しの道路でありますとか、陸閘というんですか、いわゆる扉をつけて出たり入ったりをせなあかんというふうなことは出てこようかと思います。とりあえず私がわかるのはその程度かなと思ってます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長から答弁あったんですけども、早い段階でできた、その23年度当時わかっている方の答弁というか、いただければ私もわかるんですけども、そういったことはわからないのか、さかのぼれないのかどうか。

そして、得られるもの、失われるものということですけれども、後ろの土地をある程度守るというんですけども、テレビでもやってたんですけども、折立の例をとってみましても、守るべきものが何を守るのかというか、そのところで私ちょっと疑問があつたもんですから、例えば町内のかさ上げにしろ、その同じ場所にまた同じように土地が使えるんで

したら防潮堤をつくっても守るべきものがいろいろあったと思うんですけども、今の段階ですと、今後利活用していくんでしょうけれども、守るものがないと言ったらおかしいんですけども、そういう状況でこの防潮堤というのはどういう進めぐあいなのか、もう一回伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 物がないから守らないというんじゃないんじやないかと私は思っております。一定程度守れるところでないと、例えば商業でありますとか工業でありますとかそういう立地が非常にしにくい。例えば保険なり何なりはそこの部分は非常に高くなつて、防潮堤のないところとあるところでの差というのは多分出てくるんじやないかと思います。例えば農業でありますとか道路なんかもそれで守られるということですから、今何もないから守らんでもいいんだというふうな議論にはならないのではないかというふうに思つてます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 確かに畠その他を守るということなんですけれども、そのB/Cというか、対費用効果からするとどのようなものかなという思いもするんですけども、実際そういうものを守るんだったら、よく言われているコンクリートで固めるんじやなくて、何かある程度の木を植えて守ると、そういう方法もあると聞くんですけれども、そういう方法はどれなかつたのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 木で守る、例えば防潮林をずっと幅広くつくって守るということになると、例えばリースのところでどのような林をつくったら後ろが守れるような土地になるのかといいますと、南三陸では難しいというふうに私は思います。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 設計上。それで、もう1点、戻るんですけども、守られるものと守られないもの、確かにそういう土地等を守ると、私、自然の景観というか、そういうやつが一番守れないんじやないかと思いまして、自然景観に対する防潮堤の建設の差し引きというか、どういうことを認識しているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤につきましては、当然町の管理する施設でございますので、国の事業において災害復旧事業が適用になるということで、23年度の早い時期に国の災害査

定を受けてございます。ただ、その時点で、たしか高さについては県内22カ所のブロックに分けて、それぞれの湾の形状に応じた、特性に応じた津波高さを設定して、それで高さを決定したということでございまして、ここについては町がどうこう判断できるものではないという部分がございます。それで、平均的に8.7という高さが設定をされてございます。これまでの防潮堤の高さにつきましては主に当町ですとチリ地震津波の津波高ということで設定をされております。しかしながら、過去においてはそれ以上の津波も当然あったろうし、そこの根拠といいますか、法的な根拠は乏しいということで、津波シミュレーションをして、当然陸地に近づけばせり上がりもあるということも含めて今回の高さに設定をしているということでございます。

それと、得られるもの、得られないもの、多分一番得られるのは安心と安全だと私は思ってございます。過去の例を申し上げますと、昭和8年の津波がございました。そのときちょうど1年後に当時の内務省から1年後の経過報告書という報告書がつくられておりまして、その中を読みますと、たしか宮城県内において唐桑から歌津の馬場まで津波浸水区域については全て建物を建てたらだめだという決定がされてございます。80年後、どうでしょう。やはり当時浸水をして建てられなかった場所に住宅が建って、また同じような被災を受けているという状況でございます。その報告書の中に、公共施設については高台に、それから住まいも当然高台にということで、たしか明治28年の津波の反省も踏まえていろんなことが書いてあったかと思ってます。今回も4年半たちますけれども、既に、規制をかける前に建てた方については自宅もございます。それから、規制後については自宅はさすがに無理なので、実は作業場と倉庫等が建ってございます。それぞれ個人また企業から見れば莫大な投資をして営業しているという状況でございますので、当然それは守らなきやないというふうに考えているところでございます。

それと、失われるものにつきましては、確かに漁民の皆様は毎日の仕事で通う漁港でございますので、これまでよりはかなり通うという面から見れば大変な苦労といいますか、遠回りする箇所もございます。ただ、そこにつきましてやはりまずもって安全を確保するということが第一かと思ってます。

それともう1点大事なのが、当町にいらっしゃる人は皆町民だけではないということが一つあるかと思います。今、100万人の交流を目指して頑張ってますけれども、当然そういう方は津波を経験しない方が大多数でございます。そういう方をいかに守るか。例えば委員おっしゃるように低くとかいろんな手だてはあるんですが、宮城県のほかの市町村で規定の計

算に基づいた防潮堤をつくっている、我が町だけつくってないということであれば、おいでになる方たちはそれが一切わからないわけでございますので、そこで万が一のことがあった場合、町として知っててつらなかつたと、守られるべき命が守れなかつたということになりますので、そこは町として、町民、それから外からおいでいただく皆様の安全をまず第一に考える必要があるんじゃないかなと思ってます。

それと景観的な問題、これはやはり少しは当然考えなければならぬというふうに考えていましたし、防潮堤のタイプにつきましても今3つほどタイプを設定してそれぞれ地域の皆様とご相談をして、どういう形のものがいいか、それから設置場所はどこがいいか、それぞれご相談をさせてもらって詰めているというところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ようやく課長の答弁をいただきました。

そこで、2点だけ伺いたいんですけども、4年半たって今まで、例えば隣の気仙沼地区みたいに見直しの要望というんですか、住民の方からそういう話というか、動きが今まであったのかどうか、それが1点と、あと先ほど課長答弁あった、100万人が来町する、その方たちの安心安全を守るということですけれども、その100万人の方がこの町に何を目的、何が魅力で来ているのか、そういうところをもし、突然のあれなんでしょうけれども、100万人が来る魅力、目的のようなものをもし担当課の方がつかんでましたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高さについての見直しは、見直しといいますか、もう少し低くできないのかというご意見はいただいております。全くゼロということではないです。

それで、気仙沼の例を申し上げますと、ちょうどエースポート、市営駐車場のあったところがたしか幾分低くなつたという事例がございます。ただ、そこは要望があつてただやつたということではなくて、それなりの根拠をもつて高さを設定しています。あそこの主たる湾が鹿折川が主に湾になりますて、ちょうどあの部分は盲腸のような部分でございます。それで、あそこの津波高が鹿折川よりたしか1メートルほど高いというシミュレーションの結果になります。なぜかというと、本筋が鹿折川に行きますので、その反射波がその盲腸のところに入つくると。それで本来来るべきものと二重に津波が来るもんですから、どうしても1メートルほど高くなるということで、たしか鹿折川の防潮堤の位置をかなり内陸側に変えたはずです。それで返し波が来ないような位置を設定して、それでもう一度シミュレーションをしたら、その鹿折川がいいかどうかは別にして、そこに鹿折川の防潮堤をセットバックをか

なりすれば1メートル下げることが可能だということで、1メートル下げるよう決まったようでございます。ただ、それでも今まで全くなかったところに構造物が建つわけでございますから、やはりそれなりの、まだまだ満足していないという言い方は変ですけれども、まだまだだという意見がございますし、あとたしか唐桑だったと思うんですが、つくらないという決定をしたところもございます。背後地は一切使わない、山に返しますと。うちは高台にあります、そこに行く道路も高台にあるので低地部には一切行きません、行くのは漁港に下がるときだけですという箇所がたしか1カ所あったように記憶しております。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 今のご質問に關係といいますか、関連させてどうお答えしていいかわかりませんが、産業振興の立場からしますと、当然ながら南三陸の海、山、里の自然の豊かさでありますとか人柄、それから歴史、文化、そういったさまざまな地域の魅力を訪ねて多くの方がおいでになって、その魅力をまた広げていただいて100万人という目標の数字を掲げております。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 5番です。117ページ、118ページ、前者も質問いたしましたが、サケマスのことについてお伺いをいたしたいと思います。

津波のときからもう4年半ということでございますが、ご存じのとおりサケは遡上、母川回帰するまでは3年から4年と言われております。津波の年は稚魚が小さくて、災害から逃れてまた母川回帰した魚もあったろうかと思いますが、その次の年度からは放流をしてない年が続きました。それで、心配されるのは、ことしの漁から私は個人的に心配してるのでございますが、沖どりは沖を通る魚をとるということでとれるのではないかと思いますが、遡上期に入って内湾に入ってくるサケがどれだけ戻ってくるのか、当局ではどのような試算をしておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、やはりさっきも話の中で出ましたけれども、魚の母川回帰する習性といいますか、ほかの川から稚魚で購入したものを河川から海へ放すという方法と、発眼卵を移入してそれを育てて川に放す、どちらがサケにとって母川回帰をする確率が高いかということ、どういうふうに、先ほど話が出ましたが、やはりそういうことを考えた上には、今度新しいふ化場が建設中でございますが、例えばそれがあしたに回帰率をよくするために発眼卵を収容できる態勢が整っているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 委員ご心配いただいているとおりだと思いますが、これまでふ化場が被災いたしまして、持てる機能でなるべく多くを放流したいということで事業に取り組んできておりましたけれども、ご案内のとおり平成26年のサケがちょうど震災の年の放流といいますか、十分放流できないままに被災したもんですから、既に26年度でとれないんじやないかという心配をしておりました。しかし、結果的には5歳魚が多く揚がった関係で、心配されていたほどの目減りまでは落ち込まなかつたのが現状でございます。しかし、それが今年度、27年度もそのままあり得るかといいますと、6歳というわけにはいきませんので、やはり相当慎重な見方といいますか、少なくなるんじゃないかという見方で考えております。それにつけても、早く資源を回復させるためには自河川で十分に放流していくことがその4年後からの回復をするためにはぜひとも必要なことありますので、そのあたりの重要性などを現在協議会の中で話し合い、そして自河川でとれるための網揚げ協力などの議論を重ねているところでございます。

発眼卵で持ってきた場合の回帰率がどのように変化するか、どの程度まで変化するかという具体的な数字は持っておりますが、やはりいろんな方から伺う限りは、自河川で放流したものにはやはりどうしてもかなわない、発眼卵ではその採卵された川に上る可能性も相当あるんだというふうに言われておりますので、我々もそのような認識でいるところでございます。そういったことから自河川での努力をしているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 工場の完成状況。ふ化場の進捗状況ですね。

○産業振興課長（高橋一清君） 進捗状況を漏らしましたが、今年度、小森のふ化場が完成ということで、10月19日に小森ふ化場を落成いたします。水尻のほうは来年度というふうな目標で現在進めているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 課長の答弁の中で、ことしは心配だということ、まさに私も心配しているわけでございまして、ただその対応として、遡上してきた魚の網揚げ等を協力をもらって、自河川、少しでもとにかく収容するというそのお考えはわかりますけれども、ただ今までの長い歴史の中で網揚げ協力というのは物すごく難しい問題がございまして、なかなか思うように協力をもらえなったという年がずっと続いてまいりました。やはりとる側と育てる側との考え方の違いといいますか、いろいろとあります、なおさら私が心配しているのは、定置網等に魚が入らない状況の中で、漁師さんたちの中から「何でこういうとき揚げらせるんだ」み

たいな話も出るやもしれません。そういうことを考えますと、私は稚魚で持ってくるんじゃなくて、やはり移入卵、発眼卵で、ただいま聞きましたところ10月の早くに稼働ができるような状態だということで安心はしましたけれども、長い歴史の中で津軽石川から発眼卵を持ってきてそういう放流した経緯がございます。そして、3年後4年後には、魚体が小さいということでそういう試みをしたのですけれども、南部鼻曲りではございましたが大きい大型の魚が3年後4年後に帰ってきたという実績がございますので、そういう川に上ってくるのを待つだけでなく、早目にそういう発眼卵を手配をして、せっかく稼働できるふ化場ができるんですから、やはりそういう手配もする必要があるのじゃないかと私は思いますので、どうか稚魚ではなく発眼卵からの飼育をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。お待ちください。

ここで休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時14分 開議

○委員長（後藤清喜君） 再開いたします。

山内孝樹委員に対する答弁の保留がありましたので、許可します。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、先ほど答弁を保留いたしました件につきましてお答えをしたいと思います。

まず分収林の関係でございますけれども、契約として残っている契約件数でございますけれども、110件でございまして、全てが、ほとんどが伐期を迎えているというような状況でございます。

それから、森林経営計画のほうに松くいの関係は入れられないかということでございましたけれども、こちらのほうには松くい虫等は対象外となっております。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）三浦清人委員。

○三浦清人委員 我が町の基幹産業は第1次産業でありまして、農林水産業が大事な分野であります。南三陸町の議員としてやはり重点を置かなければならないのかなということで質問するわけですが、先ほど来、松くいの質問が相次いであったわけであります。本当にこのままでいくと我が町で松の木を見るのが難しくなるだろうなと、そんな予感といいますか、これも時間の問題かなと、そんな気がいたしております。

いろんな苦情ということで、最終的には伐倒という形になるんですが、この伐倒も、先ほど

同僚委員から景観の関係もありました。非常によろしくないんじゃないかなと、やはり早くそういったものは切ったほうがいいということですが、そこには私有地、要するに公共用地でないところの経費、3分の1補助ですか、3分の2手出しをする、松の木の材料とか人を考えるときに、3分の2の経費をかけてまで伐倒する必要はないというような解釈から「やらない」という人たちも多くあるわけですね。そうしますと、ほったらかしにしておきますとさらにまた被害が拡大すると。悪循環なんですね。そういう決まり、規則がある中でありますから、なかなか難しい問題なのかなという感じもいたしております。

最終的には伐倒なんですが、私有地でありながら公共的な場所、例えば神社等ですね、そういったところの伐倒駆除の申請をしたところ、なかなか業者さんが入ってもらえない。私も地域のことでありますから再三産業振興課のほうにお話を聞いておったんですが、ようやく業者さんが見に来たと、しかしながら車の入れないところでありますし、伐倒するには木に登ってやらなければならない、しかし枯れた状態がかなり進んでおって、なかなか危なくて登れないというようなことで、いまだにやらない箇所もあるようです。ですから、申請したときに早くやればそういう問題も起こらないわけですが、お願いしている業者さんが忙しくてできないのかどうかという問題があるわけですね。であれば、やっていただく業者さんをいち早く探しなけばならないんではないかなと、そんな思いでおります。そういうところの考え方。

それからもう一つは、防除は必要です。松くいの防除は必要です。やらなければなりませんが、さてさて問題は切った後なんですね、切った後。これはやはり今後の課題としまして、この町から松の姿を消さない意味合いからも、植樹、植栽も考えていかなければならぬではないかなと。特に保安林等はなくてはならないものでありますので、その植樹、植栽の考えはいかがなものかなという想いでいますので、その考え方をお聞かせいただきたい。

それから、アワビの稚貝の関係ですが、課長のお話を聞きますと29年度から購入できるのではないかなど、その数は今後検討していくというようなお話がありました。この問題につきましては、毎年、震災後ずっと各委員からお話を出ておった課題でありまして、なかなか購入先が見つからないとかいろんな問題があったでしょう。しかし、その対策というものは何ら講じていないというのが現実でありました。29年度まで指をくわえて見ておったのかという批判の声というのが住民から漁民から出てくるのは当然であります、行政としてですね。そういうことで、なぜできなかったのかという理由づけは何回も聞いておるんですが、やらない理由、できない理由を漁民の方々に言ったってなかなか理解してもらえない。それより

も、こういうことを心がけて推進してきたんだ、やる方向でやってきたんだという説明のほうが、説得力といいますか、納得いける内容かなと思いますので、課長のほうからその辺のところをお話ししていただければというふうに思います。

それから、もう一つは防潮堤の関係であります、26年度に予定しておった公有財産あるいは補償、計画を立ててきたんですが、全額残ってしまったというようなお話がありました。その処理の方法はいろいろ先ほど来担当のほうからお話がされております。10の漁港がいろいろな土地の関係等で解決すれば事業を進めていくというようなお話でありますが、27年度中にどれほどその土地の所有者から了解をもらって設計を組んで事業着手というような見通しなのか、その辺のところをお話ししていただければなと。努力はするでしょう、しなくてはなりません。どういった努力をしていくのか、従来のやり方ではなかなか難しいでしょうから、「手をかえ品をかえ」という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、どういうふうなことで進めていくのか、お話をいただければというふうに思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 松くい虫の関係でございますけれども、先ほど来お答えしておりますけれども、基本的には町内では4カ所、御崎、田束、それからひころ、神割につきましては松を守るというふうなことでいろいろ松くい虫に対する対策をしてきているところでございまして、基本的には個人の所有する木につきましては個人の方でやっていただくというふうな状況でございます。それで、町のほうで行うものにつきましては、現地の状況とか確認しながら進めているところでございまして、中には作業がちょっと難しいというようなことで時間のかかっているところもあるということでございます。できるだけ早く、町で対応する部分につきましてはできるだけ早く対応できるように心がけていきたいなというふうに考えております。

それから、切った後の植樹あるいは植栽はどうなのかということでございますけれども、松くい虫に強い耐性松という種類のものがあるようでございまして、それが当地域に合うのか、地理的に合うのかどうかというのはまだわかってない状況でございます。特に他県から持ってきた場合はどうなのかということもございますし、町の森林整備計画もございますので、その辺も見た上で、そういうのが可能かどうか今後検討とか調査をしていければなというふうに考えているところでございます。

事業者の確保につきましては、基本的には事情を知っている森林組合等そういったところに照会したりとかしながら業者について決めていっているというような状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） アワビの稚貝購入、稚貝の確保の努力について、推進してきたことについて表現してくれということでございますので、私でお答えできる範囲で努力したいと思うんですけども。

津波で宮城県の種苗の栽培センターが壊れて種苗の確保ができなくなったということはご案内のとおりでございまして、その後、県として他県からの導入ができないかということでの努力も続けてまいりまして、市町村もそういった努力、協力についてお願いをしてきているところでございますが、やはり震災後の状況として、お金を出せば稚貝が買えるというような環境にはどうもございませんで、やはり最終的には自力での施設復旧ということが最終目標となって、県、市町村ともにそういったことで努力を推進してきたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 見通しということですが、先ほど申しましたように、平磯と長清水につきましては県の道路整備と一緒に負担金で向こうのほうにやっていただけるよう進めているところです。それから、こここの今言っているところの場所につきましては、寺浜ですか藤浜ぐらいについては何とか工事のところまで持っていきたいなというふうに考えております。それ以外のところをしないということではなしに、それ以外のところもあわせて進めていきたいと思ってます。

それから、「手をかえ品をかえ」と、こういうお話ですが、なかなか手をかえ品をかえといふほどのことができませんので、確かにいろんな、もめてるというほどではないんですが、うまくいかない理由というのがそれぞれ浜によって違いますので、それに合った説得の仕方あるいは私どものほうの計画の案の提示といったこともまた進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 松くい、とにかくなくなるのは時間の問題ですので、負けないで植える、何といいますか、考え方、負けないで、枯れるのに負けないで植えていくような、今の耐性松ですか、これを早く当町に合うか合わないか調査して、町長、歌津に松の崎という地番があるんですよ。これ松一本もなくなって、地名も変えねえんでねえかと思って、それも心配してんですよね。「はげ地」とか「はげ崎」とかって、私を見てそういうふうな話言つてんだかそれはわかりませんが。そういうことで非常に困るわけで、一日も早く耐性松を

植えるような段取りをしていただければというふうに思います。

それから、その業者さん、森林組合さんはなかなか忙しいようなんで、いろんな事業をやられてますので、どこか、木を切る業者さんというのも結構いるわけです、民間のほうでも。そういった方々に、森林組合にお願いする料金、同じであれば問題ないのかなと思いますので、特に森林組合さんが安いとかっていうんでなく、と思うので、その辺をよく考えて業者さんを選定といいますか、集めてやっていただければなというふうに思います。その辺いかがでしょうか。どうしても森林組合でないとダメなんでしょうか。

それから、アワビ稚貝なんですが、県といろいろとやってきたと。やってきたんでしょう。ですから、どういうふうなやり方で、何が原因、何といいますか、購入できない理由なのかというものをきっちりやはり説明しないと、ただ「やってきた」「お願いしたらできなかつた」と。断られたからそれで終わりだったのかと。どのような努力をしてきたかということなんですよね。やはり結果が悪ければ全て悪いということになりますので、その辺の行政としての考え方といいますか、進め方というのは、「1回断られた」「2回断られたから無理でした」で終わってしまってるんではさっぱりやる気というのが見えないわけなんで、どのような努力をしたかということですよ。その辺のところをお聞かせいただきたいという質問です。

それから、防潮堤、担当の方もこの地方ということをよくわからないで突然大変な職を預けられて大変ご苦労なさっていると思います。わかります。その辺、建設課長も、あなたは一番の責任者でありますので、質問されないからってそっちは見ないで、自分が言われてるように思わないきやなんないんですよ、私はそう思いますけれども。その防潮堤のほうはできるだけ頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 耐性松というのかどうかわかりませんが、実は松くいに強い松を、今ちょっと後ろを確認したんですが、20年前後に神割崎に植えたという、私も一回見たことあるんです、植えたばかりの。それが今どうなっているのかというのは確認をしてございませんが、どういう今状況なのかというのは、実は星議長の地元でございますので、後で大変申しわけございませんが、うちのほうも調べますが、星議長のほうに確認をしていただいて、あの松がどうなったかということを確認いただければというふうに思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） もう少し努力の内容がわかるようにというようなことだと思う

んですけれども、ご案内のとおり、アワビの稚貝を必要としているところはまずもって南三陸町だけではありませんで、県内でもほかの湾の中でも必要とされている状況のようござります。そういう状況を踏まえて、震災後、県をまたいで稚貝を宮城県に導入を図るというときに、やはり県と県の間での話し合い、調整がつかないとそれがやはり難しい状況にございます。したがいまして、町としては県を通じてできるだけ稚貝を導入していただきたいというお願いをしてまいりましたが、やはり他の県でも十分にそれを満たすだけの稚貝がなかったようでございます。それで可能な範囲でということで幾分の稚貝は購入できている部分もあるやに私聞いておったもんですから、全くないんではないんだと思うんですね。譲つていただける量がどうしても足りなく、それは恐らく必要量に対して10%を満たすかどうかぐらいの量じゃなかつたかというふうに思うんですけども、そういう中でできるだけの宮城県としての努力をしてまいりましたが、残念ながら十分でないことは承知しておりますので、今後できる努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 112ページの森林公園等管理費と付表によります管理委託料、野鳥の森、正鶴の森、リアスの森、これは39万6,360円、片やこっちは10万円で、これは近年同じような金額で推移していると私は感じております。森林公園といえばかなりの面積もありますし、必要最小限で経費を計上してやっているとは思うんですけども、刈り払い作業、それだけで十分間に合っているのかどうか。そしてまた管理委託料10万円、3カ所だと3万円ずつになるんですけども、その辺で十分な維持管理いろいろ行き届いているのか。これだけの経費、最小の経費で最大の効果と言われてますけども、これを見てると公園設置当初の意気込みとか思いはどこへ行ったのかと、そんな感じがしますので、その辺も含めてお答えをお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 林業費の森林公園と管理、謝金のほうでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、正鶴の森広場のトイレ等の清掃ということでの謝金でございまして、例年と同様の額となっているところでございます。1カ所でございます。

○委員長（後藤清喜君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 それと、正鶴の森とかその辺3カ所、上にありますよね、刈り払い事業とか。これは毎年同じような金額が出ているので、例えば野鳥の森とかリアスの森とか面積広いので、その辺の分はどうなっているのか。私は、今言った正鶴の森の管理委託料だけじゃな

く、それも含めた維持管理というふうな認識だったんですけども。

あとは、先ほど言いましたように、公園設立、特に正鶴の森とか、あれはかなり大した計画を立てたなど、そういうふうに感心しておりますけれども、その当時の意気込みとかその思いもあるのかな、今もというふうな感じであります。

余計ふえますけれども、保呂羽山の山頂付近のあれは入っていたかどうか、保呂羽山、正鶴の森で保呂羽山の山頂付近は含まれていないのか。あそこに行った人は、ただ杉並木見ただけではつまらないで、どうせだったら登っていこうかなと、その思いもあると思うので。私も数年前に登ったときは、昔は灌木しかなかったんですが、周りの雑木等もろもろ大きくなつて見通しがきかなくて、せっかく行ってもだめだったなという感じがしてましたけれども、それらも含めた感じでお答え願います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 森林公園等の管理委託料のほうでございますけれども、遊歩道等の刈り払いなどということでございまして、正鶴の森、それからリアスの森、野鳥の森等の分の経費ということでございます。（「保呂羽山」の声あり）

保呂羽山につきましても管理しているということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 保呂羽山も、先ほど言ったように数年前の話ですけれども、樹木が生い茂つて見通しが悪くなった状況だったんです。環境的にはちょっと、人がわざわざ登つていっても、ああよかったです、見通しがいいなという感じにはならない状況だったので、その辺はどうなのか。先ほどの維持管理の面においてはそこまでは入つてなくて、トイレとか池の周りだけの管理というふうに捉えていいのか。

そしてまた、先ほど来いろいろな意味で観光客入り込み数100万人満たすとかってありますけれども、やはりこういう小さいというか、この町がよそに誇れる森林公園だと思うんです。だから、その辺の維持管理、そして誘客に努めるべく努力はしていくべきだと思うんです。それで、参事、4月から来たわけですけれども、以前のことを何だかんだ言ってもらつと難しい面もあると思うんですけども、当初計画した理念とかそれは今も持ち合わせて継続していくのか、今後どのような対応、要は存置科目みたいな感じで毎年同じでいいのか、それで管理が十分だというんであればだけれども、今言ったように保呂羽山山頂とかやってないんであれば十分じゃなくて、調査不足じゃないのかなと、そういうふうに感じますが、いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 今後そういうところも確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 わかりました。今は今のことです。来年度の予算編成に当たって、予算を計上してから言ったのでは遅いので、その辺も考慮していただきたい。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 私も同じ話で松くい虫の話と防潮堤の話をしたいと思います。

松くい虫対策は、根本的にやはり松を利用しないとだめだと思うんです。今、松を利用する機会というのが非常に少なくなつてまして、山が荒れています。そこに根本的な問題があると思うんです。ですからこれは、町の中でこの枯れた松を切ったり消毒したりというのは対症療法ですけれども、根本的に長い目で考えた場合に、やはり国がもっと本腰を入れてこの問題の調査研究をやっていくべきだと思うんです。それをどのような形で国に働きかけるのかわからないんですけども、国の事業を導入するとかその辺のことをどう考えたらいいのかお伺いします。

それから、防潮堤なんですけれども、先ほどもいろいろありましたけれども、最初に決めた計画がなかなか変えられないというのはテレビでもあったようですが、やはり地元の人たちとまだ調整がうまくいっていないというような状況でもあるようですけれども、よく話し合って、防潮堤が本当に必要なのか、あるいは高さとかについてよく検討した上で、今後変更というのは可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 松くい虫のほうですけれども、現在も県の補助とかそういうのを活用しながら対策を進めているところでございまして、今後もそういう助成事業とかあれば有効に活用しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 防潮堤の計画変更の件ですが、決められた計画を変えられないかということですが、今私がやっている地元と調整、やってるんですけども、これ以上変えたらどうなるんやろうと思うぐらい地元のご意見を踏まえて計画を変えたりつくつたりしておるつもりでございますので、その辺はご了承願いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 まず防潮堤につきましては地元とよく話し合って何とかやっているということ、なお今の時点で考えられることがありましたら、それは変更もあり得るのかなと思いますけれども、その辺もう一回だけお伺いします。

それと、松くい虫なんですけれども、松くい虫も含めた森林事業、最近町内でも若い人が帰ってきて山の仕事を始めている人もありますので、将来のまちづくりあるいは地方創生も絡めて、大きな国のもし事業が入れられたらいいのかなと思ったのでお伺いしました。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 変えるという、漁民の皆さんのが漁港を使いやさないように、あるいは防潮堤の効果を落とさないという範囲内で、なおかつ防潮堤の用地買収等にご協力いただけあるいは用地買収がスムーズにいくようなところを何とか狙ってというのが今の調整の主な中身になっております。その中の変更というのは随時させていただいているつもりであります。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 国の事業、松くい虫。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 繰り返しになりますけれども、そういった事業があれば活用して対策を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 担当参事、大変ご苦労さまでございます。追い打ちをかけるようて大変申しわけございませんが。

決算書の110ページになります。被災農家経営再開支援事業交付金という形がございます。さらに、被災農家、さらには被災農地の関連については災害復旧費あるいは復興費でそれぞれハード面の計上がございます。そこで私がお伺いしたいのは、町長の概要説明でもあるんですが、26年度には原形復旧工事はほぼ終了いたしましたと、今後、一部補完工事を含め今後とも被害を受けた農家の経営再建を支援していくという形でうたつておるわけでございますが、一つは、私思うには、災害復旧でいわゆる原形復旧をしましたと。皆さんわかるとおり赤土で、いわゆる元の田んぼを区切ったと、それだけにすぎません。あるいは圃場整備、基盤整備ですか、これでやった後、今ぼちぼち営農を再開しておるわけでございますが、これについてもいわゆる農業担い手、後継者不足、そういう問題がございまして、なかなかまことにならないという現状のようでございます。私から見れば、いわゆる水産業が陽であれば農業関係の復旧というのは陰のような印象を受けておるところでございます。そこで、参考、大変なんでしょうが、今後支援をしていくと、圃場整備事業についても引き続き換地等

の手続を進めるというふうな形で今後進んでおりますが、一番重要なのはいわゆるハード的なものは終わりましたと、それを補完していくいわゆる支援というんですかね、いわゆるハードよりもソフトというか、もちろん県に対する要請とか要望、町だけでは解決できない部分も相当あると思いますので、その辺をどのように考えておるか、まずお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 原形復旧、それから圃場整備のほう農地の復旧が進んできておりまして、今後の課題といったしましては営農再開ということでございます。本年度につきましては、その工事のおくれなどからその部分で営農ができかねたという方もいらっしゃるところでございます。したがいまして、今後、今年度の作付はひとまず済んでおりますので、来年度に向けて営農を再開していただけるように働きかけるとともに、現在の農業の経営のあり方といいますか、担い手不足というようなことでございますので、集落営農とか、あるいはどうしても耕作できない方につきましては、意欲ある担い手への農地の集約というふうなことで利用権の設定であったりとか、あるいは中間管理事業という新しい事業ができまして、農地の貸し借りなどができるようになってございます。ただ、その条件がございますけれども、そういう形で営農再開に向けて耕作等していただけるように、圃場整備のほうであれば定期的な委員会というふうなことでの打ち合わせもございますので、そういうった場を活用しながらそういうふうに進めていきたいなと思っているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 せっかく国・県のお金を使って、いわゆる税金ですね、災害復旧という名のもとに原形復旧しましたと。何のくその役にも立ちません、はっきり言って。そういうものを作りながら、現実、参事、現場に行って見てるでしょうけれども、今の状態では何ともなりません、はっきり言って。誰も手をつけませんよね。そういうものを今後どういうふうに打開していくのか。あるいは圃場整備にしても、さっき言った、いわゆるハードで土地はそういうふうに整備しました、機械器具も用意しましただけでは何ともならない実態があるわけですよね。そういう現場の実態を把握しながら、もちろん県というか、農業改良普及所というんですか、そういうところが間にいるんでしょうけれども、そういうところに現場を見させながら、よく実態を見ながら今後の被災地あるいは被災農家の経営支援というものを本気になってやっていかないと、皆やめていくというふうに現実になると思う。そこで、町長、どのように感じますか、その辺。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤委員のそういういた農業のこれからの方といふことについてのご質問でございます。別にこれは農業の問題だけではなくて、商工業も含めてそうなんですが、実はこういう課題というのは、これは震災前からずっとあった課題です。前の議会の12番にお座りの方も、耕作放棄地等の問題、遊休農地の問題等々ずっとご議論してまいりました。したがいまして、私どもとして今お話をさせていただいているのは基本的に震災前のそういういたさまざまな課題がこの震災を契機に一気に噴出をしたというふうに思ってございます。

したがいまして、今我々がやっている部分がまさしく今これから営農を再開したいという方々の思いに十二分に応えているかということになりますと若干疑問符もつかざるを得ない。要するに、今お話ありましたようにさまざまな課題がございます。本当に営農を再開するためにこれでいいのかということについては十二分に我々も理解はしてございます。ただ、問題は、さて圃場整備をしてしっかり土も入れ直して立派な土地にして、さて、じゃといったときに、果たしてどういう方々の営農再開が期待できるのかということについて、これはある意味行政サイドだけの問題ではなくて、基本的にはそこで営農をしたいという方がどれほどそこに意欲を持って臨んでもらえるのかとの意欲を喚起するということがある意味我々としても非常に重要な部分だというふうに思ってございます。したがいまして、我々だけの問題ではなくて、実際にこれから営農を再開する方々一緒にその辺どうあればいいのかということについて胸襟を開いて話し合いをするということが、まず第一義的にはそういう部分があるというふうに思ってございます。したがいまして、さまざま課題があるというふうに思いますが、いずれにしましても夢だけは持ちたいというふうに思ってございますので、いずれこれから参事も含めて、産業振興課を含めて皆さんと、農業をこれから担うという方々と一緒にになってそういういた二人三脚でからの農業の再開に向けて頑張っていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 全く町長がおっしゃるとおりで、いわゆる震災後の問題ではございませんで、震災前からも問題が相当あるわけでございまして、ただそれに追打をかけるような状況でございますので、なおさらただいま町長が申し上げたような形をやはりやつて農家を見ていかないと、全く被災を受けた農地、農家は全くだめになっていくと、一部でネギ栽培とかそういうような形で再生に一生懸命でございますけれども。やはりそこは追いかけながら現

場を見ながら、もちろん行政だけで何ともなるもんございませんから、いわゆる担い手というか、産業に携わる方々の喚起を促すような、いわゆるリーダーシップというか、指導しながら進めていってもらいたいというふうに思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ5款農林水産業費の質疑を終わります。（「委員長」の声あり）佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ただいまの私の質問の中で「くそその役に立たない」という言葉、私申し上げましたけれども、県から派遣されている方もございますので、大変不適切な用語ということで、おわび申し上げます。どうも失礼しました。

○委員長（後藤清喜君） ただいま佐藤宣明委員から訂正の申し出の発言がありました。

6款商工費の説明だけ受けたいと思います。

次に、6款商工費、119ページから128ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、119ページからご説明をさせていただきます。

6款商工費 1項商工費でございます。16億40万4,000円でございます。

1目商工総務費支出済額は4,228万円、これは商工業の再生支援や労働対策、それから観光振興政策、それから雇用対策に係る人件費でございます。

2目商工振興費、支出済額が1億880万円、執行率97%でございます。19節の支出済額が3,600万円で、これは中小企業への各種支援政策に係る補助金でございます。21節貸付金7,000万円は中小企業振興資金の融資預託金でございます。

それから、121ページごらんいただきます。

3目労働対策費でございます。こちらは支出済額360万円、これは無料職業紹介所の運営費でございます。

続いて、4目観光振興費ごらんいただきます。支出済額3,960万円、執行率97%でございます。主なものとして13節委託料2,380万円でございますが、そのうち観光協会への事務委託は2,310万円となってございます。

それから、123ページ、5目でございますが、観光施設管理費、支出済額が1,640万円、執行率95%でございます。主に田東山や神割崎の施設維持運営費に係る費用でございます。

6目消費者行政推進費でございますが、支出済額1,050万円、執行率で95%でございます。

週2日間、消費生活相談員を配置いたしまして、さまざまな消費者行政関連の相談業務を行ったものでございます。8節報償費は、法テラスに配置しております相談員の謝金でござい

ます。

125ページ、7目震災等緊急雇用対応事業費、支出済額が12億6,700万円でございます。これ及び127ページの8目生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業費、支出済額が1億1,170万円でございますが、これは制度的な分類上の区分はしておりますが、いずれも町といたしましては被災者の生活安定を図るため失業者に雇用の場を提供した事業でございます。2事業合わせますと雇用総数で700名に対しまして事業費13億7,900万円を投じて雇用を確保いたしまして、生活の安定を図った次第でございます。以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会とします。

午後3時02分 延会